

中华人民共和国主席令  
第八十四号

《中华人民共和国数据安全法》已由中华人民共和国第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议于2021年6月10日通过,现予公布,自2021年9月1日起施行。

中华人民共和国主席 习近平  
2021年6月10日

中华人民共和国数据安全法  
(2021年6月10日第十三届全国人民代表大会  
常务委员会第二十九次会议通过)

目 录

- 第一章 总 则
- 第二章 数据安全与发展
- 第三章 数据安全制度
- 第四章 数据安全保护义务
- 第五章 政务数据安全与开放
- 第六章 法律责任
- 第七章 附 则

第一章 总 则

第一条 为了规范数据处理活动,保障数据安全,促进数据开发利用,保护个人、组织的合法权益,维护国家主权、安全和发展利益,制定本法。

第二条 在中华人民共和国境内开展数据处理活动及其安全监管,适用本法。

在中华人民共和国境外开展数据处理活动,损害中华人民共和国国家安全、公共利益或者公民、组织合法权益的,依法追究法律责任。

第三条 本法所称数据,是指任何以电子或者其他方式对信息的记录。

中華人民共和国主席令  
第八十四号

《中華人民共和国データ安全法》は、中華人民共和国第13回全国人民代表大会常務委員会第29回会議において2021年6月10日に可決されたため、ここに公布し、2021年9月1日より施行する。

中華人民共和国主席 習近平  
2021年6月10日

中華人民共和国データ安全法  
(2021年6月10日の第13回全国人民代表大会  
常務委員会第29回会議にて可決)

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 データの安全および発展
- 第三章 データ安全制度
- 第四章 データ安全保護義務
- 第五章 政務データの安全および開放
- 第六章 法的責任
- 第七章 附 則

第一章 総 則

第一条 データ処理活動を規範化し、データの安全を保障し、データの開発・利用を促進し、個人・組織の合法的な權益を保護し、国家の主権・安全および発展・利益を維持するため、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内におけるデータ処理活動の実施およびその安全監督管理に本法を適用する。

中華人民共和国国外におけるデータ処理活動の実施が、中華人民共和国の国家の安全・公共利益あるいは公民・組織の合法的な權益を損害する場合、法に基づき法的責任を追及する。

第三条 本法でいうデータとは、いかなる電子あるいはその他方式を用いた情報の記録を指す。

数据处理, 包括数据的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开等。

数据安全, 是指通过采取必要措施, 确保数据处于有效保护和合法利用的状态, 以及具备保障持续安全状态的能力。

第四条 维护数据安全, 应当坚持总体国家安全观, 建立健全数据安全治理体系, 提高数据安全保障能力。

第五条 中央国家安全领导机构负责国家数据安全工作的决策和议事协调, 研究制定、指导实施国家数据安全战略和有关重大方针政策, 统筹协调国家数据安全的重大事项和重要工作, 建立国家数据安全工作协调机制。

第六条 各地区、各部门对本地区、本部门工作中收集和产生的数据及数据安全负责。

工业、电信、交通、金融、自然资源、卫生健康、教育、科技等主管部门承担本行业、本领域数据安全监管职责。

公安机关、国家安全机关等依照本法和有关法律、行政法规的规定, 在各自职责范围内承担数据安全监管职责。

国家网信部门依照本法和有关法律、行政法规的规定, 负责统筹协调网络数据安全和相关监管工作。

第七条 国家保护个人、组织与数据有关的权益, 鼓励数据依法合理有效利用, 保障数据依法有序自由流动, 促进以数据为关键要素的数字经济的发展。

第八条 开展数据处理活动, 应当遵守法律、法规, 尊重社会公德和伦理, 遵守商业道德和职业道德, 诚实守信, 履行数据安全保护义务, 承担社会责任, 不得危害国家安全、公共利益, 不得损害个人、组织的合法权益。

第九条 国家支持开展数据安全知识宣传普及, 提高全社会的数据安全保护意识和水平, 推动有关部门、行业组织、科研机构、企业、个人等共同参与数据安全保护工作, 形成全社会共同维护数据安全和促进发展的良好环境。

データ処理には、データの収集・保存・使用・加工・伝送・提供・公開などが含まれる。

データの安全とは、必要な措置を講じることで、データが有効に保護および合法的に利用される状態にあることを保証し、安全な状態の継続を保障する能力を備えていることを指す。

第四条 データの安全維持は、「総体国家安全観」を堅持し、データ安全管理体系を構築・整備し、データ安全保障能力を引き上げなければならない。

第五条 中央国家安全指導機関は、国家のデータ安全業務の政策決定および議事調整の責を負い、国家データ安全戦略および関連重要方針・政策を研究制定・指導実施し、国家データ安全重大事項および重要業務を統一計画・調整し、国家データ安全業務協力メカニズムを構築する。

第六条 各地区・各部門は、本地区・本部門の業務において収集および発生したデータおよびデータの安全について責を負う。

工業・電信・交通・金融・自然資源・衛生健康・教育・科学技術などの主管部門は、本業種・本分野のデータ安全監督管理の職責を負う。

公安機関・国家安全機関などは、本法および関連法律・行政法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内でデータ安全監督管理の職責を負う。

国家網信部門は、本法および関連法律・行政法規の規定に基づき、ネットワークデータの安全および関連監督管理業務を統一計画・調整する責を負う。

第七条 国家は、個人・組織のデータに関わる権益を保護し、データの法に基づく合理的かつ有効な利用を奨励し、データの法に基づく秩序立った自由な流動を保障し、データを基幹要素とするデジタル経済の発展を促進する。

第八条 データ処理活動の実施は、法律・法規を遵守し、社会の公衆道徳および倫理を尊重し、ビジネス上の道徳および職業モラルを遵守し、誠実に約束を守り、データ安全保護の義務を履行し、社会的責任を負わなければならない。国家の安全・公共利益に危害を与えてはならず、個人・組織の合法的権益を損害してはならない。

第九条 国家は、データ安全知識の宣伝普及を行い、全社会のデータ安全保護意識およびレベルを向上させ、関連部門・業界組織・科学研究機関・企業・個人などによるデータ安全保護業務への共同参加を推進し、データの安全を全社会が共同で

<p>第十条 相关行业组织按照章程,依法制定数据安全行为规范和团体标准,加强行业自律,指导会员加强数据安全保护,提高数据安全保护水平,促进行业健康发展。</p> <p>第十一条 国家积极开展数据安全治理、数据开发利用等领域的国际交流与合作,参与数据安全相关国际规则和标准的制定,促进数据跨境安全、自由流动。</p> <p>第十二条 任何个人、组织都有权对违反本法规定的行为向有关主管部门投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当及时依法处理。</p> <p>有关主管部门应当对投诉、举报人的相关信息予以保密,保护投诉、举报人的合法权益。</p>	<p>保護および発展を促進する良好な環境を構築することを支持する。</p> <p>第十条 関連業界組織は、方策に基づき、法に従いデータ安全行為規範および団体基準を制定し、業界の自律を強化し、会員のデータ安全保護の強化を指導し、データ安全保護レベルを引き上げ、業界の健全な発展を促進する。</p> <p>第十一条 国家は、データ安全管理・データ開発利用などの分野の国際交流および協力を積極的に行い、データ安全に関わる国際ルールおよび基準の制定に参加し、データのクロスボーダーの安全・自由な流動を促進する。</p> <p>第十二条 いかなる個人・組織も、本法の規定に違反する行為について関連主管部門に申し立てる・通報する権利を有する。申立・通報を受けた部門は、速やかに法に基づき処理しなければならない。</p> <p>関連主管部門は、申立・通報者の関連情報について秘密を保持し、申立・通報者の合法的権益を保護しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第二章 数据安全与发展</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第二章 データの安全および発展</b></p>
<p>第十三条 国家统筹发展和安全,坚持以数据开发利用和产业发展促进数据安全,以数据安全保障数据开发利用和产业发展。</p> <p>第十四条 国家实施大数据战略,推进数据基础设施建设,鼓励和支持数据在各行业、各领域的创新应用。</p> <p>省级以上人民政府应当将数字经济发展纳入本级国民经济和社会发展规划,并根据需要制定数字经济发展规划。</p> <p>第十五条 国家支持开发利用数据提升公共服务的智能化水平。提供智能化公共服务,应当充分考虑老年人、残疾人的需求,避免对老年人、残疾人的日常生活造成障碍。</p> <p>第十六条 国家支持数据开发利用和数据安全技术研究,鼓励数据开发利用和数据安全等领域的技术推广和商业创新,培育、发展数据开发利用</p>	<p>第十三条 国家は、発展および安全を統一計画し、データ開発利用および産業の発展のためにデータの安全を促進し、データの安全のためにデータ開発利用および産業を保障することを堅持する。</p> <p>第十四条 国家は、ビッグデータ戦略を実施し、データインフラの構築を推進し、データの各業界・各分野におけるイノベーション・応用を奨励および支持する。</p> <p>省級以上の人民政府は、デジタル経済の発展を本級の国民経済および社会発展計画に組み入れ、必要に応じてデジタル経済発展計画を制定しなければならない。</p> <p>第十五条 国家は、データの開発利用により公共サービススマート化レベルを向上させることを支持する。スマート型公共サービスの提供は、高齢者・障害者のニーズを充分に考慮し、高齢者・障害者の日常生活上の障壁発生を回避しなければならない。</p> <p>第十六条 国家は、データ開発利用およびデータ安全技術の研究を支持し、データ開発利用およびデータ安全などの分野の技術推進およびビジ</p>

和数据安全产品、产业体系。

第十七条 国家推进数据开发利用技术和数据安全标准体系建设。国务院标准化行政主管部门和国务院有关部门根据各自的职责，组织制定并适时修订有关数据开发利用技术、产品和数据安全相关标准。国家支持企业、社会团体和教育、科研机构等参与标准制定。

第十八条 国家促进数据安全检测评估、认证等服务的發展，支持数据安全检测评估、认证等专业机构依法开展服务活动。

国家支持有关部门、行业组织、企业、教育和科研机构、有关专业机构等在数据安全风险评估、防范、处置等方面开展协作。

第十九条 国家建立健全数据交易管理制度，规范数据交易行为，培育数据交易市场。

第二十条 国家支持教育、科研机构和企业等开展数据开发利用技术和数据安全相关教育和培训，采取多种方式培养数据开发利用技术和数据安全专业人才，促进人才交流。

### 第三章 数据安全制度

第二十一条 国家建立数据分类分级保护制度，根据数据在经济社会发展中的重要程度，以及一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用，对国家安全、公共利益或者个人、组织合法权益造成的危害程度，对数据实行分类分级保护。国家数据安全工作协调机制统筹协调有关部门制定重要数据目录，加强对重要数据的保护。

关系国家安全、国民经济命脉、重要民生、重大公共利益等数据属于国家核心数据，实行更加严格的管理制度。

各地区、各部门应当按照数据分类分级保护制度，确定本地区、本部门以及相关行业、领域的重

ネスイノベーションを奨励し、データ開発利用およびデータ安全商品・産業体系を育成・發展させる。

第十七条 国家は、データ開発利用技術およびデータ安全基準体系の構築を推進する。国务院標準化行政主管部門および国务院関連部門は、各自の職責に基づき、関連データ開発利用技術・製品およびデータ安全関連基準を組織的に制定かつ適時改定する。国家は、企業・社会团体および教育・科学研究機関などが基準制定に参加することを支持する。

第十八条 国家は、データ安全検査評価・認証などのサービスの發展を促進し、データ安全検査評価・認証などの専門機関が法に基づきサービス活動を実施することを支持する。

国家は、関連部門・業界組織・企業・教育および科学研究機関・関連専門機関などがデータ安全风险評価・防止・処置などの方面において協力することを支持する。

第十九条 国家は、データ取引管理制度を構築・整備し、データ取引行為を規範化し、データ取引市場を育成する。

第二十条 国家は、教育・科学研究機関および企業などがデータ開発利用技術およびデータ安全に関わる教育および研修を行い、多様な方式を採用してデータ開発利用技術およびデータ安全の専門者を育成し、人材交流を促進することを支持する。

### 第三章 データ安全制度

第二十一条 国家は、データ分類級別保護制度を構築し、データの経済社会の發展における重要度、および改竄・破壊・漏洩あるいは不正取得・不正利用に見舞われた場合の国家の安全・公共利益あるいは個人・組織の合法的な權益に対して生じる危害の程度に基づき、データに対して分類級別保護を実行する。国家データ安全業務協力メカニズムは、関連部門の重要データ目録の制定を統一計画・調整し、重要データに対する保護を強化する。

国家の安全・国民經濟のライフライン・重要な民生・重大公共利益などに関わるデータは、国家コアデータに属し、さらに厳格な管理制度を実行する。

各地区・各部門は、データ分類級別保護制度に基づき、本地区・本部門および関連業界・分野の

<p>要数据具体目录，对列入目录的数据进行重点保护。</p> <p>第二十二條 国家建立集中统一、高效权威的数据安全风险评估、报告、信息共享、监测预警机制。国家数据安全工作协调机制统筹协调有关部门加强数据安全风险信息的获取、分析、研判、预警工作。</p> <p>第二十三條 国家建立数据安全应急处置机制。发生数据安全事件，有关主管部门应当依法启动应急预案，采取相应的应急处置措施，防止危害扩大，消除安全隐患，并及时向社会发布与公众有关的警示信息。</p> <p>第二十四條 国家建立数据安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的数据处理活动进行国家安全审查。</p> <p>依法作出的安全审查决定为最终决定。</p> <p>第二十五條 国家对与维护国家安全和利益、履行国际义务相关的属于管制物项的数据依法实施出口管制。</p> <p>第二十六條 任何国家或者地区在与数据和数据开发利用技术等有关的投资、贸易等方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 数据安全保护义务</b></p> <p>第二十七條 开展数据处理活动应当依照法律、法规的规定，建立健全全流程数据安全管理制度，组织开展数据安全教育培训，采取相应的技术措施和其他必要措施，保障数据安全。利用互联网等信息网络开展数据处理活动，应当在网络安全等级保护制度的基础上，履行上述数据安全保护义务。</p> <p>重要数据的处理者应当明确数据安全负责人和管理机构，落实数据安全保护责任。</p>	<p>重要データの具体的な目録を確定し、目録に列挙されたデータに対して重点保護を行わなければならない。</p> <p>第二十二條 国家は、集中統一・高効率かつ権威的なデータ安全リスク評価・報告・情報共有・モニタリング事前アラートメカニズムを構築する。国家データ安全業務協力メカニズムは、関連部門のデータ安全リスク情報の取得・分析・検討評価・事前アラート業務を強化する。</p> <p>第二十三條 国家は、データ安全応急処置メカニズムを構築する。データ安全事件が発生した場合、関連主管部門は、法に基づき応急処置案を始動させ、相応する応急処置措置を講じて、危害拡大を防止し、安全リスクを取り除き、併せて速やかに社会に対して公衆に関わる警告情報を発布しなければならない。</p> <p>第二十四條 国家は、データ安全審査制度を構築し、国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性のあるデータ処理活動に対して国家安全審査を行う。</p> <p>法に基づき下された安全審査の決定は、最終決定とする。</p> <p>第二十五條 国家は、国家の安全および利益の維持・国際義務の履行に関わる管制品目に属するデータに対して法に基づき輸出管制を実施する。</p> <p>第二十六條 いかなる国家あるいは地区もデータおよびデータ開発利用技術などに関わる投資・貿易などの方面において、中華人民共和国に対して差別的な禁止・制限あるいはその他の類似する措置を講じた場合、中華人民共和国は、実情に基づき当該国家あるいは地区に対して対等な措置を講じることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 データ安全保護義務</b></p> <p>第二十七條 データ処理活動の実施は、法律・法規の規定に基づき、全プロセスデータ安全管理制度を構築・整備し、データ安全教育・研修を組織・実施し、相応する技術措置およびその他の必要な措置を講じて、データの安全を保障しなければならない。インターネットなどの情報ネットワークを利用したデータ処理活動の実施は、ネットワーク安全級別保護制度を基礎として、上述のデータ安全保護義務を履行しなければならない。</p> <p>重要データの処理者は、データ安全責任者および管理機構を明確化し、データ安全保護の責任を</p>
--	--

<p>第二十八条 开展数据处理活动以及研究开发数据新技术，应当有利于促进经济社会发展，增进人民福祉，符合社会公德和伦理。</p> <p>第二十九条 开展数据处理活动应当加强风险监测，发现数据安全缺陷、漏洞等风险时，应当立即采取补救措施；发生数据安全事件时，应当立即采取处置措施，按照规定及时告知用户并向有关主管部门报告。</p> <p>第三十条 重要数据的处理者应当按照规定对其数据处理活动定期开展风险评估，并向有关主管部门报送风险评估报告。</p> <p>风险评估报告应当包括处理的重要数据的种类、数量，开展数据处理活动的情况，面临的数据安全风险及其应对措施等。</p> <p>第三十一条 关键信息基础设施的运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的重要数据的出境安全管理，适用《中华人民共和国网络安全法》的规定；其他数据处理者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的重要数据的出境安全管理办法，由国家网信部门会同国务院有关部门制定。</p> <p>第三十二条 任何组织、个人收集数据，应当采取合法、正当的方式，不得窃取或者以其他非法方式获取数据。</p> <p>法律、行政法规对收集、使用数据的目的、范围有规定的，应当在法律、行政法规规定的目的和范围内收集、使用数据。</p> <p>第三十三条 从事数据交易中介服务的机构提供服务，应当要求数据提供方说明数据来源，审核交易双方的身份，并留存审核、交易记录。</p> <p>第三十四条 法律、行政法规规定提供数据处理相关服务应当取得行政许可的，服务提供者应当依法取得许可。</p>	<p>実行しなければならない。</p> <p>第二十八条 データ処理活動の実施およびデータ新技術の研究開発は、経済社会の発展促進に資するもので、人民の福祉を増進させ、社会の公衆道徳および倫理に合致していなければならない。</p> <p>第二十九条 データ処理活動の実施は、リスクモニタリングを強化しなければならない。データ安全の欠陥・矛盾などのリスクを発見した場合、直ちに救済措置を講じなければならない；データ安全事件が発生した場合、直ちに処置・措置を講じ、規定に基づき速やかにユーザーに告知し、併せて関連主管部門に報告しなければならない。</p> <p>第三十条 重要データの処理者は、規定に基づきそのデータ処理活動に対してリスク評価を定期的に行い、併せて関連主管部門にリスク評価報告を送信・報告しなければならない。</p> <p>リスク評価報告には、処理した重要データの種類・数量、データ処理活動の実施状況、直面したデータ安全リスクおよびその対応措置などを含めなければならない。</p> <p>第三十一条 基幹情報インフラ運営者の中華人民共和国国内の運営において収集および発生した重要データの国外への持出安全管理は、《中華人民共和国ネットワーク安全法》の規定を適用する；その他のデータ処理者が中華人民共和国国内の運営において収集および発生した重要データの国外持出安全管理弁法は、国家網信部門が國務院関連部門と共同で制定する。</p> <p>第三十二条 いかなる組織・個人もデータを収集する場合、合法・正当な方式を採用しなければならない。データを盗み取る、あるいはその他の不法な方式にて取得してはならない。</p> <p>法律・行政法規にデータ収集・使用の目的・範囲について規定がある場合、法律・行政法規の規定する目的および範囲内でデータを収集・使用しなければならない。</p> <p>第三十三条 データ取引仲介サービスに従事する機構は、サービスを提供する場合、データ提供者にデータの出所を説明するよう要求し、取引双方の身分を審査し、併せて審査・取引記録を保存しなければならない。</p> <p>第三十四条 法律・行政法規がデータ処理関連サービスの行政許可取得を規定している場合、サービス提供者は、法に基づき許可を取得しなければ</p>
--	---

第三十五条 公安机关、国家安全机关因依法维护国家安全或者侦查犯罪的需要调取数据，应当按照国家有关规定，经过严格的批准手续，依法进行，有关组织、个人应当予以配合。

第三十六条 中华人民共和国主管机关根据有关法律和中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定，或者按照平等互惠原则，处理外国司法或者执法机构关于提供数据的请求。非经中华人民共和国主管机关批准，境内的组织、个人不得向外国司法或者执法机构提供存储于中华人民共和国境内的数据。

## 第五章 政务数据的安全与开放

第三十七条 国家大力推进电子政务建设，提高政务数据的科学性、准确性、时效性，提升运用数据服务经济社会发展的能力。

第三十八条 国家机关为履行法定职责的需要收集、使用数据，应当在其履行法定职责的范围内依照法律、行政法规规定的条件和程序进行；对在履行职责中知悉的个人隐私、个人信息、商业秘密、保密商务信息等数据应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。

第三十九条 国家机关应当依照法律、行政法规的规定，建立健全数据安全管理制度，落实数据安全保护责任，保障政务数据安全。

第四十条 国家机关委托他人建设、维护电子政务系统，存储、加工政务数据，应当经过严格的批准程序，并应当监督受托方履行相应的数据安全保护义务。受托方应当依照法律、法规的规定和合同约定履行数据安全保护义务，不得擅自留存、使用、泄露或者向他人提供政务数据。

ばならない。

第三十五条 公安機関・国家安全機関は、法に基づく国家の安全維持あるいは犯罪捜査の必要性によりデータを調査する場合、国家の関連規定に基づき、厳格な批准手続きを経て、法に基づき行わなければならない。関連組織・個人は協力しなければならない。

第三十六条 中華人民共和国主管機関は、関連法律および中華人民共和国が締結あるいは参加する国際条約・協定、あるいは平等互惠の原則に基づき、外国の司法あるいは法律執行機関のデータ提供に関する請求を処理する。中華人民共和国の主管機関の批准を受けずに、国内の組織・個人は、外国の司法あるいは法律執行機関に中華人民共和国国内に保存されているデータを提供してはならない。

## 第五章 政務データの安全および開放

第三十七条 国家は、電子政務の構築を大いに推進し、政務データの科学性・正確性・時効性を向上させ、データ運用による経済社会発展に対する奉仕能力を引き上げる。

第三十八条 国家機関は、法定の職責履行の必要性によりデータを収集・使用する場合、その法定の職責履行の範囲内で法律・行政法規の規定する条件および手順に基づき行わなければならない；職責履行において知りえた個人のプライバシー・個人情報・商業機密・機密のビジネス情報などのデータは、法に基づき秘密を保持しなければならない。漏洩あるいは不法に他人に提供してはならない。

第三十九条 国家機関は、法律・行政法規の規定に基づき、データ安全管理制度を構築・整備し、データ安全保護の責任を果たし、政務データの安全を保障しなければならない。

第四十条 国家機関は、他人に電子政務システムの構築・維持、政務データの保存・加工を委託する場合、厳格な批准手順を経なければならない。受託者が相応するデータ安全保護義務を履行するよう監督しなければならない。受託者は、法律・法規の規定および契約の約定に基づきデータ安全保護義務を履行しなければならない。無断で政務データを保存・使用・漏洩あるいは他人に提供してはならない。

第四十一条 国家机关应当遵循公正、公平、便民的原则，按照规定及时、准确地公开政务数据。依法不予公开的除外。

第四十二条 国家制定政务数据开放目录，构建统一规范、互联互通、安全可控的政务数据开放平台，推动政务数据开放利用。

第四十三条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织为履行法定职责开展数据处理活动，适用本章规定。

## 第六章 法律责任

第四十四条 有关主管部门在履行数据安全监管职责中，发现数据处理活动存在较大安全风险的，可以按照规定的权限和程序对有关组织、个人进行约谈，并要求有关组织、个人采取措施进行整改，消除隐患。

第四十五条 开展数据处理活动的组织、个人不履行本法第二十七条、第二十九条、第三十条规定的数据安全保护义务的，由有关主管部门责令改正，给予警告，可以并处五万元以上五十万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以处一万元以上十万元以下罚款；拒不改正或者造成大量数据泄露等严重后果的，处五十万元以上二百万元以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五万元以上二十万元以下罚款。

违反国家核心数据管理制度，危害国家主权、安全和发展利益的，由有关主管部门处二百万元以上一千万以下罚款，并根据情况责令暂停相关业务、停业整顿、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十六条 违反本法第三十一条规定，向境外提供重要数据的，由有关主管部门责令改正，给予警告，可以并处十万元以上一百万元以下罚款，

第四十一条 国家機関は、公正・公平・人民への利便性の原則を遵守し、規定に基づき適時・正確に政務データを公開しなければならない。法に基づき公開しない場合を除く。

第四十二条 国家は、政務データ開放目録を制定し、統一規範・相互連動・安全かつコントロール可能な政務データ開放プラットフォームを構築し、政務データの開放利用を推進する。

第四十三条 法律・法規により授權され、管理公共事務の職能を備えた組織が法定の職責履行のためにデータ処理活動を実施する場合、本章の規定を適用する。

## 第六章 法的責任

第四十四条 関連主管部門は、データ安全監督管理の職責履行において、データ処理活動に比較的大きな安全リスクがあることを発見した場合、規定の権限および手順に基づき関連組織・個人に対して面談を行い、併せて関連組織・個人に措置を講じて是正し、潜在的な弊害を取り除くよう要求することができる。

第四十五条 データ処理活動を実施する組織・個人が本法第二十七条・第二十九条・第三十条の規定のするデータ安全保護義務を履行しない場合、関連主管部門は、是正を命じ、警告を与え、5万元以上50万元以下の罰金を科すことができ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して1万元以上10万元以下の罰金を科すことができる；拒否して是正しない、あるいはデータの大量漏洩などの重大な結果をもたらした場合、50万元以上200万元以下の罰金を科し、併せて関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消あるいは営業許可証の取消を命じ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して5万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。

国家コアデータ管理制度に違反し、国家の主権・安全および発展・利益に危害を与えた場合、関連主管部門は、200万元以上1,000万元以下の罰金を科し、併せて状況に応じて関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消あるいは営業許可証の取消を命じる；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第四十六条 本法第三十一条の規定に違反して、国外に重要データを提供した場合、関連主管部門は、是正を命じ、警告を与え、10万元以上

对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以处一万元以上十万元以下罚款；情节严重的，处一百万元以上一千万元以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款。

第四十七条 从事数据交易中介服务的机构未履行本法第三十三条规定的义务的，由有关主管部门责令改正，没收违法所得，处违法所得一倍以上十倍以下罚款，没有违法所得或者违法所得不足十万元的，处十万元以上一百万元以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

第四十八条 违反本法第三十五条规定，拒不配合数据调取的，由有关主管部门责令改正，给予警告，并处五万元以上五十万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

违反本法第三十六条规定，未经主管机关批准向外国司法或者执法机构提供数据的，由有关主管部门给予警告，可以并处十万元以上一百万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以处一万元以上十万元以下罚款；造成严重后果的，处一百万元以上五百万元以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五万元以上五十万元以下罚款。

第四十九条 国家机关不履行本法规定的数据安全保护义务的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第五十条 履行数据安全监管职责的国家工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊的，依法给予处分。

100 万元以下の罰金を科すことができ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる；状況が重大な場合、100 万元以上 1,000 万元以下の罰金を科し、併せて関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消あるいは営業許可証の取消を命じ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができる。

第四十七条 データ取引仲介サービスに従事する機構が本法第三十三条の規定する義務を履行していない場合、関連主管部门は、是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の罰金をし、違法所得がない、あるいは違法所得が 10 万元に不足する場合、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、併せて関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消あるいは営業許可証の取消を命じることができる；直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第四十八条 本法第三十五条の規定に違反して、データ調査を拒否して協力しない場合、関連主管部门は、是正を命じ、警告を与え、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科し、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

本法第三十六条の規定に違反して、主管機関の批准を経ずに外国の司法あるいは法律執行機関にデータを提供した場合、関連主管部门は、警告を与え、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる；重大な結果をもたらした場合、100 万元以上 500 万元以下の罰金を科し、併せて関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消あるいは営業許可証の取消を命じ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 5 万元以上 50 万元以下の罰金を科すことができる。

第四十九条 国家機関が本法の規定するデータ安全保護義務を履行しない場合、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者を法に基づき処分する。

第五十条 データ安全監督管理の職責を履行する国家職員が職務怠慢・職権濫用・私情による不正を行った場合、法に基づき処分する。

<p>第五十一条 窃取或者以其他非法方式获取数据，开展数据处理活动排除、限制竞争，或者损害个人、组织合法权益的，依照有关法律、行政法规的规定处罚。</p> <p>第五十二条 违反本法规定，给他人造成损害的，依法承担民事责任。</p> <p>违反本法规定，构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p style="text-align: center;"><b>第七章 附 则</b></p> <p>第五十三条 开展涉及国家秘密的数据处理活动，适用《中华人民共和国保守国家秘密法》等法律、行政法规的规定。</p> <p>在统计、档案工作中开展数据处理活动，开展涉及个人信息的数据处理活动，还应当遵守有关法律、行政法规的规定。</p> <p>第五十四条 军事数据安全保护的办，由中央军事委员会依据本法另行制定。</p> <p>第五十五条 本法自2021年9月1日起施行。</p>	<p>第五十一条 データを盗み取ったあるいはその他の不正な方法でデータを取得した、データ処理活動において競争を排除・制限した、あるいは個人・組織の合法的な権益を損害した場合、関連法律・行政法規の規定に基づき処罰する。</p> <p>第五十二条 本法の規定に違反して、他人に損害をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。</p> <p>本法の規定に違反して、治安管理違反行為を構成した場合、法に基づき治安管理的処罰を与える；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第七章 附 則</b></p> <p>第五十三条 国家機密に関わるデータ処理活動の実施は、《中華人民共和国国家機密保守法》などの法律・行政法規の規定を適用する。</p> <p>統計・書類保管業務におけるデータ処理活動の実施、個人情報に関わるデータ処理活動の実施は、さらに関連法律・行政法規の規定も遵守しなければならない。</p> <p>第五十四条 軍事データ安全保護弁法は、中央軍事委員会が本法に依拠して別途制定する。</p> <p>第五十五条 本法は、2021年9月1日より施行する。</p>
---	---